

八尾市建設工事に係る業務成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は八尾市建設工事に係る業務検査要綱（以下「検査要綱」という。）第10条の規定により、八尾市が発注する建設工事に係る調査、測量、設計等業務委託（以下「業務」という。）の業務成績の評定（以下「評定」という。）を厳正かつ的確に実施するために必要な事項を定め受注者の適正な選定、指導及び育成を目的とする。

(評定の対象業務)

第2条 評定は、業務委託料が200万円以上の業務について行うものとする。

(評定の対象)

第3条 評定は業務の実施能力、実施状況、品質管理能力及び出来ばえ、取り組み姿勢並びに法令遵守等の項目について行うものとする。

(評定者)

第4条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、検査要綱第2条第7号に規定する監督員及び第8号に規定する検査職員とする。

(評定の方法)

第5条 評定は、それぞれの業務ごとに独立して行うものとする。

- 2 評定は、監督及び検査により確認した事項に基づき、評定者が独立して的確かつ公正に行うものとする。
- 3 評定は、八尾市建設工事に係る業務成績評定基準に基づき行うものとする。ただし、業務内容に評定項目がない場合は、当該項目を評定しないものとする。
- 4 前項ただし書きにより評定しない項目があった場合の評定については、評定した項目の合計点を100点満点に換算するものとする。

(評定結果の通知と公表)

第6条 市長は、評定者から業務成績報告書の提出があったときは、速やかに当該業務の受注者に対して、その結果を八尾市建設工事に係る業務成績評定通知実施要領（以下「通知実施要領」という。）に基づき通知するとともに、業務成績評定点を公表する。

- 2 前項の規定による公表の期間は、公表した日の属する月の末日から起算して5年間とする。

(評定の修正)

第7条 市長が前条の通知をした後、必要があると認められる場合、業務主管課長は当該業務成績評定点を修正しなければならない。また、修正を行った場合、業務主管課長は契約検査課長に業務成績修正報告書（様式-2、様式-3、様式-4）の提出を行う。

- 2 契約検査課長は、前項の報告書の提出があったときは、速やかに当該業務の受注者に対して、その結果を通知実施要領に基づき通知するとともに、業務成績評定点を公表する。
- 3 第1項の規定による修正を行う対象は、通知を行った日から5年を経過した年度末までに評定したものとする。

(業務成績不良)

- 第8条 評定の結果、業務成績評定点が55点未満（以下「業務成績不良」という。）と判定された場合は、当該受注者に対し、警告書（様式・1）により警告を行う。ただし当該業務の完了年度及びその前年度において当該受注者に対し警告を行っていた場合は、八尾市入札参加停止要綱に基づき、入札参加停止措置を行う。
- 2 業務成績不良と判定された業務に伴う追加業務は、本体業務と一体とみなし、前項の規定による警告又は入札参加停止措置の対象としない。
 - 3 業務成績不良と判定された事由が、先に行った入札参加停止措置の事由と同一である場合は、第1項の規定による入札参加停止措置の対象としない。

附 則

1. この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

2. この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

3. この要領は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

4. この要領は、令和6年10月7日から施行する。

様式-1

八総契第 号
年 月 日

様

八 尾 市 長

警 告 書

業務名

上記の業務について、八尾市建設工事に係る業務成績評定要領に基づき評定した結果、業務成績不良と判定されました。

なお、再度業務成績不良と判定された場合は入札参加停止の措置を講じます。

様式-2

業務成績修正報告書

年 月 日

(あて先) 八尾市長

業務主管課長

業 務 名			
受 注 者			
業務委託料	¥		
検 査 日		評 定 通 知 日	
修 正 理 由			

上記業務の検査評定成績を、次のとおり修正したので報告します。

評 定 項 目	細 別	業務（土木関連）		
		評定点／満点		
		修正前	修正後	満点
1. 業務の実施能力	I. 業務実施体制			15
2. 業務の実施状況	I. 工程管理能力			10
	II. 理解力			10
	III. 技術力及び企画・提案力			10
3. 品質管理能力及び出来ばえ	I. 成果品の品質・出来ばえ			40
4. 取り組み姿勢	I. 責任感・積極性等			15
5. 法令遵守等（減点のみ）				
評 定 点 合 計				100

業務成績修正報告書

年 月 日

(あて先) 八尾市長

業務主管課長

業 務 名			
受 注 者			
業務委託料	¥		
検 査 日		評 定 通 知 日	
修 正 理 由			

上記業務の検査評定成績を、次のとおり修正したので報告します。

評 定 項 目	細 別	業務（建築関連）		
		評定点／満点		
		修正前	修正後	満点
1. 業務の実施能力	I. 業務実施体制 II. 配置技術者			22
2. 業務の実施状況	I. 工程管理能力 II. 理解力 III. 技術力及び企画・提案力			23
3. 品質管理能力及び出来ばえ	I. 成果品の品質・出来ばえ			31
4. 取り組み姿勢	I. 責任感・積極性等			24
5. 法令遵守等（減点のみ）				
評 定 点 合 計				100